令和7年度6月補正予算に係る新規及び主要事業説明資料一覧表

課名	事業名	予算額(千円)	頁
長寿介護課	介護支援専門員研修受講料補助事業	446	1
長寿介護課	難聴高齢者補聴器購入費助成事業	450	2

計 ２事業

令和７年度６月補正予算に係る新規及び主要事業説明資料

会計名	一般会計	事業	介護支援専門員研修受講料補助事業			担当課	長寿介護課
事業実施期間	令和７年度～　年度	款	3	項	1	目	3

令和７年度	令和６年度	令和５年度
当初予算額	決算見込額	決算額
千円	千円	千円

令和７年度補正予算額	財源内訳（単位：千円）							
	国庫支出金	県支出金	使用料・手数料	分担・負担金	繰入金	地方債	その他	一般財源
446 千円		446						

○事業の目的・効果

介護支援専門員の法定研修に係る受講料を補助することにより、介護人材の確保及び資質向上につなげるもの。

○事業の内容

介護支援専門員の法定研修に係る受講料を事業者が負担した場合、事業者が負担した受講料の８分の３を補助する。

○積算根拠

【歳出】

介護支援専門員研修受講料補助金　446 千円

介護支援専門員実務研修　59,600 円×1 人＝59,600 円
介護支援専門員更新研修（88 時間）　66,800 円×1 人＝66,800 円
専門研修課程Ⅰ　38,200 円×4 人＝152,800 円
更新研修（32 時間）又は専門研修課程Ⅱ　28,600 円×4 人＝114,400 円
介護支援専門員更新研修（未経験）又は再研修　36,600 円×5 人＝183,000 円
主任介護支援専門員研修　65,000 円×3 人＝195,000 円
主任介護支援専門員更新研修　60,000 円×7 人＝420,000 円
計 1,191,600 円×3/8≒446,000 円

【歳入】

介護支援専門員研修受講支援事業補助金　446 千円

446,000 円×10/10＝446,000 円

令和７年度６月補正予算に係る新規及び主要事業説明資料

<table>
<tr><td>会計名</td><td colspan="2">一般会計</td><td>事業</td><td colspan="3">難聴高齢者補聴器購入費助成事業</td><td>担当課</td><td>長寿介護課</td></tr>
<tr><td>事業実施期間</td><td colspan="2">令和７年度～　年度</td><td>款</td><td>3</td><td>項</td><td>1</td><td>目</td><td>3</td></tr>
<tr><td colspan="3">令和７年度</td><td colspan="3">令和６年度</td><td colspan="3">令和５年度</td></tr>
<tr><td colspan="3">当初予算額</td><td colspan="3">決算見込額</td><td colspan="3">決算額</td></tr>
<tr><td colspan="3">千円</td><td colspan="3">千円</td><td colspan="3">千円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">令和７年度
補正予算額</td><td colspan="8">財　源　内　訳　（単位：千円）</td></tr>
<tr><td>国庫
支出金</td><td>県支出金</td><td>使用料・
手数料</td><td>分担･負
担金</td><td>繰入金</td><td>地方債</td><td>その他</td><td>一般財源</td></tr>
<tr><td>450 千円</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>450</td></tr>
</table>

○事業の目的・効果

身体障害者手帳の交付の対象とならない聴力機能の低下がみられる高齢者に対して、補聴器購入に要する費用の一部を助成することにより、コミュニケーションを確保することで、高齢者の日常生活を支援し、フレイル（虚弱状態）予防及び認知症予防を図ることを目的とする。

○事業の内容

１　対象者

次のいずれにも該当するもの

(1) 市内に住所を有する 65 歳以上の者

(2) 両耳の聴力レベルが 30 デシベル以上 70 デシベル未満であって、身体障害者手帳の交付対象とならない者

(3) 医師により、補聴器の装用が必要と診断された者

※本事業による助成を受けた補聴器の購入日から起算して５年を経過し、かつ当該補聴器が有用でない場合、再度申請を可能とする。

２　助成額

(1) 補聴器の購入に係る費用の２分の１

(2) 上限　市民税非課税世帯３万円、課税世帯１万５千円

※診察料、意見書作成にかかる費用は助成対象外

○積算根拠

【歳出】

難聴高齢者補聴器購入費助成金　450 千円

助成上限額　非課税世帯　30,000 円×10 人＝300,000 円

課税世帯　15,000 円×10 人＝150,000 円